

弟子屈町「子育て応援医療費還元事業（fureca）」

事業内容（平成31年5月より）

【対象】0歳から高校生世代（満18歳に達した最初の3月31日まで。但し、就職や婚姻をしている場合は対象外）。

弟子屈町内に住民票を有する保護者に養育されている児童及び弟子屈高校に在籍する児童を養育する弟子屈町外に住民票を有する保護者。

※他の医療費助成制度を受けている方も対象。

※学校の災害給付対象の怪我等については対象外。

【目的】こどもに対する医療費の自己負担分を保護者に還元する事により、子育て家庭の経済的支援と町内における購買の誘導を図ることを目的とする。

【助成内容】対象児童にかかる医療費の自己負担分の全額を、医療費1円=1ポイントとして交付、500ポイントごとに500円の弟子屈町内の登録店で利用可能な金券を発行する。

【申請手続】医療費の領収書とポイントカードを持参、「ポイント交付」と「金券発行」の申請書を提出。

ポイント交付済みの領収書に押印し、ポイントの交付と交付日を押印した金券を発行。（ポイント交付のみ、金券発行のみでも申請は可能）

【有効期限】医療費の領収書 発行より2年間

フレカポイント 交付より1年間で失効

フレカ金券 発行日より6か月間

【申請場所】役場庁舎（置戸町 釧路市 釧路支所 釧路市役所 釧路支所）
川湯支所（R3年度より）

※支所ではポイント交付、金券発行が行えない為、支所で申請手続き後、役場庁舎で作業を行い、後日支所にて申請者へ交付。

【登録店からの換金】申請者が支払った医療費の残高を現金で換金し、登録店より、金券の裏面に利用した店舗の押印済みの金券と請求書を受取り処理を行う。

【その他】

・事業の参考にした市町村：置戸町、厚真町、平取町

・

・

・

・

・

事業の経緯

（参考）
この事業は、
「fureca」の事業を参考

◎平成24年7月2日より事業開始（※平成24年4月分の医療費も遡及し対象とする）

【対象】弟子屈町内に住民登録し、小学生を養育する保護者。

※重度心身障害者医療助成やひとり親家庭等医療費助成など、他の医療費助成制度を受けている方は対象外。

【助成内容】保険適応となる、通院にかかった医療費の2割を助成。（家賃補助）

医療費1円=1ポイントとし、500ポイントごとに500円券を発行。

◎平成25年4月より、対象を中学生までに拡充。助成内容等については変更無し。

◎平成27年4月より、未就学児も対象に拡充。

通院だけでなく入院費も含めた医療費を全額助成に拡充。

◎平成28年4月より、高校生までを対象に拡充。

運用に関する事

【fureca ポイントポイントカード端末機システム保守業務】（フルタイムで稼働）

- ・株式会社イングシステムと委託契約
- ・委託料：月額3,000円（税抜） 年額39,600円（税込）
- ・契約内容：カード端末機、管理ソフト

※出張訪問メンテナンス費用、再インストール・教育費を契約料に含む。

【事業実施上での課題】

- ・医療機関や薬局により、領収書に不明瞭な記載があり、電話で確認をする必要がある。

過去の確認項目：自費分の記載が無い。また、1割負担の記載が不明瞭な場合がある。

また、保険料が滞り、前回未収金等が含まれ保険点数で確認を行えない。また、

3割負担の明記のみで、1割負担の医療費も含まれている。

- ・高額医療で申請をしていない、乳幼児医療の受給者証を持参せず受診するなど、助成前の領収書持参者へは、医療費助成の申請を行ってもらう必要がある。
- ・特定疾患等で受給者証が交付されている方からの申請は、制度を把握していなければならぬなど複雑。
- ・0ポイント交付で有効期間を延長できず、周知はしているが、ポイントを失効した事へのクレームがある。
- ・月末の集計が複雑。
- ・学校の医療給付対象者、自立支援医療受給者、特定疾患受給者等の情報把握が必要。
- ・コロナの検査実施者は、検査分の保険点数（444点）の個人負担が発生しない為、医療機関への確認が必要。

令和4年7月27日

行政視察 弟子屈「子育て応援医療費支援事業（fureca）」

商品券80×163 表 4C



商品券80×163 裏 1C

切取黒効

てしかが fureca 金券

- 本券は、弟子屈町内のてしかがfureca金券取扱店をご利用いただけます。
- 金券と現金との取引はできません。
- 金券の盗難、紛失、滅失について発行者は責任を負いません。
- この金券の有効期限は、発行日から6か月です。
- 金券取扱店は受取の際、受取日と店名を記入してください。

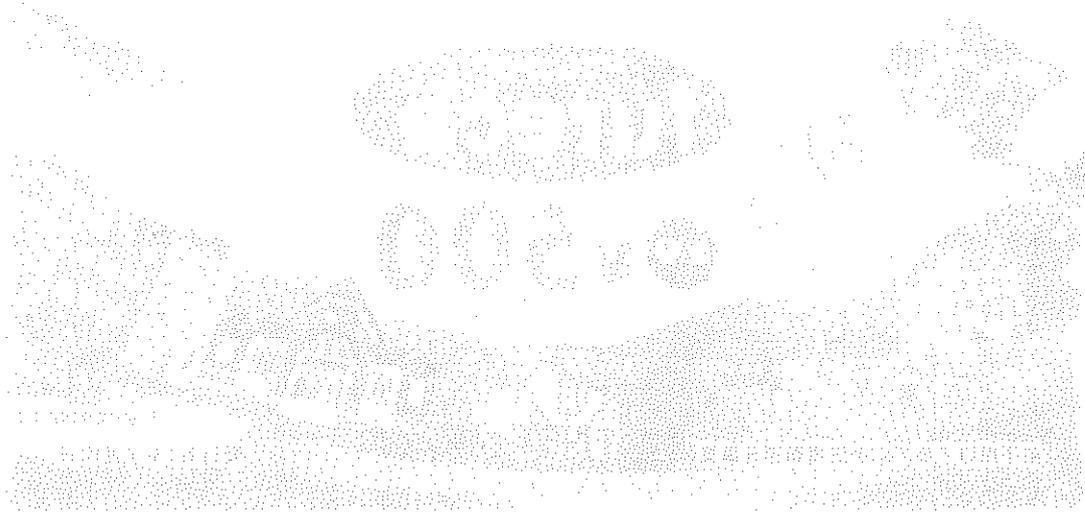
発行日

取扱店利用欄



THE UNIVERSITY OF CHICAGO

PHYSICS DEPARTMENT



PHYSICS DEPARTMENT

PHYSICS DEPARTMENT

PHYSICS DEPARTMENT
PHYSICS DEPARTMENT
PHYSICS DEPARTMENT
PHYSICS DEPARTMENT
PHYSICS DEPARTMENT

PHYSICS

○弟子屈町子育て応援医療費還元事業実施要綱

（目的） 子育て支援の観点から、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てを促進することを目的とする。

平成24年6月11日弟子屈町訓令第35号

改正

平成25年3月8日訓令第5号

平成28年3月31日訓令第32号

平成31年4月19日訓令第29号

弟子屈町子育て応援医療費還元事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもに対する医療費の自己負担分を保護者に還元することにより、子育て家庭の経済的支援と町内における購買の誘導を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 生まれた日から満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの期間をいう。

(2) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(3) 医療費助成制度 次に掲げる条例等をいう。

ア 弟子屈町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年弟子屈町条例第18号）

イ 弟子屈町乳幼児等医療費助成に関する条例（昭和48年弟子屈町条例第19号）

ウ 災害共済給付金制度（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

エ 他の自治体の単独事業による医療費助成

(4) 医療取扱機関 医療保険各法に規定する医療機関等をいう。

(5) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で現に子どもを扶養している者をいう。

(金券の発行)

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、子育て応援事業弟子屈町金券（別記様式第1号。以下「金券」という。）を発行するものとする。

2 金券は、額面500円券とする。

3 金券は、発行後いかなる理由があっても再交付しないものとする。

4 金券の有効期限は、発行日から6カ月とする。
(事業の対象者)

第4条 この要綱により医療費の還元を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号いずれかに該当するものをいう。

(1) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であって、弟子屈町の住民基本台帳に記録されている子どもの保護者

(2) 医療保険各法の規定による被保険者が弟子屈町の住民基本台帳に記録され、弟子屈町外に住所を有する被扶養者である子どもがいる保護者

(3) 弟子屈高等学校に在籍する弟子屈町外に住所を有する子どもの保護者

2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該子どもの保護者は対象者としなない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されているとき。

(3) 就職し、保護者の扶養から外れたとき。

(4) 婚姻又は事実上婚姻関係と同様の事情にいたったとき。

(医療費還元及び還元方法)

第5条 還元の対象となる医療費は、子どもが医療保険各法に規定する療養に要した費用（健康保険法第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算出した額）で、医療費助成制度により医療費の控除後の対象者が負担した額とする。ただし、平成26年度分として還元する医療費は通院分に限り、総医療費の1割を控除した額とする。

2 町長は、対象者が負担した医療費1円につき、還元ポイント1ポイントを付与するものとする。
(還元ポイントの交付申請)

第6条 対象者が初めて医療費の還元を受けようとするときは、子育て応援事業ポイントカード交付申請書（別記様式第2号）及び子育て応援事業還元ポイント交付申請書（別記様式第3号。以下「還元ポイント交付申請書」という。）に必要事項を記入し、医療機関等が発行する診療点数

の記された領収書（以下「領収書」という。）を添えて、町長に申請するものとする。この場合において、還元対象とする領収書の有効期限は発行日から起算して2年とする。

2 町長は、前項の申請を受理したときは速やかに、子育て応援事業ポイントカード（別記様式第4号。以下「ポイントカード」という。）を対象者に交付しなければならない。

3 継続して医療費の還元を受けようとする対象者は、還元ポイント交付申請書にポイントカード及び領収書を添えて、還元ポイントの交付を町長に申請するものとする。

4 全額自己負担した領収書（海外療養費を含む。）については、加入保険の保険給付額が分かるもの（支給決定通知等）を添付するものとする。

5 1診療月の自己負担額が高額療養費支給対象額を超え、高額療養費として支給される場合は、領収書と併せてこの支給額が分かるもの（支給決定通知書等）を添付するものとする。

6 医療費の還元を受けるために添付された領収書については、還元ポイント交付済と表記し、申請者に返還するものとする。

（ポイントカードの呼称及び有効期限）

第7条 ポイントカードの呼称は、「フレカ」とする。

2 ポイントカードの有効期限は、原則、交付後1年とする。ただし、有効期限内に第9条の規定により金券を交換した場合は、交換した日からさらに1年とする。

（ポイントカードの再交付）

第8条 対象者は、ポイントカードを紛失、破損又は盗難にあった場合は、子育て応援事業ポイントカード再交付申請書（別記様式第5号）に必要事項を記入し、町長へ申請するものとする。

2 前項により再交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかにポイントカードを再交付するものとする。

（金券の交換）

第9条 町長は、対象者より子育て応援事業金券発行申請書（別記様式第6号）が提出された場合に、還元ポイント累計500ポイントごとに、500円相当の金券と交換するものとする。

2 金券への交換に際して、還元できなかった500ポイント未満については、ポイント残高として取り扱うものとする。

3 金券への交換は、随時受け付けるものとし、発行する金券の裏面には発行日付印を押印するものとする。

（金券の使用）

第10条 金券は、金券取扱店で使用できるものとする。

(金券の管理)

第11条 金券管理所管課は、子育て応援事業金券受払簿（別記様式第7号）により金券の受払い及び残高の状況を記録するものとする。

2 換金済みの金券は、一部を裁断し未使用の金券と明確に区分できる状態にしたうえで失効させるものとする。

3 換金済みの金券の保存年限は5年とし、廃棄する場合は、子育て応援事業金券廃棄処理簿（別記様式第8号）により記録し、所管課長の確認を受けるものとする。

(還元ポイント等の返還)

第12条 町長は、虚偽又は不正な手段により還元ポイントの交付又は金券の発行を受けた者がいるときは、その者から還元ポイント又は金券の額面に相当する金額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(金券取扱店の登録)

第13条 金券取扱店は、町の行政区域内に事業所等を有し、事業を行っている者で、その登録を受けたものとする。

2 金券取扱店の登録を受けようとする事業者は、子育て応援事業金券取扱店登録申請書（別記様式第9号）に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請を受理し金券取扱店に登録した場合は、金券取扱店に登録した事業者に対し、子育て応援事業金券取扱店登録証（別記様式第10号。以下「登録証」という。）及び金券取扱店であることを表示する物品（以下「標示物」という。）を交付するものとする。

4 登録証の再交付は行わない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(金券登録店の責務)

第14条 金券取扱店は、金券を持参する者（以下「使用者」という。）に対し、額面に応じた取り引き（以下「特定取引」という。）を行うものとする。

2 金券取扱店は、使用者の金券が真正なものであることが客観的に判断できない場合は、特定取引を拒否することができるものとする。

3 金券取扱店は、金券の利用促進を図るため、前条第3項の標示物を店頭に掲示するほか、使用者の利便を図る措置を自ら行うことができるものとする。

4 金券取扱店は、金券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。

(換金の手続き)

第15条 金券取扱店は、金券の換金手続きを申し出る場合、子育て応援事業金券換金申出書（別記様式第11号）に必要事項を記入し、特定取引に使用した金券を添えて町に提出するものとする。

2 町長は、毎月末日までに申出のあった金券取扱店に対し、翌月末日までに金券取扱店が指定する口座へ振り込みの方法により支払うものとする。

（金券事故等）

第16条 使用者又は金券取扱店が金券保管中に盗難、紛失、滅失その他の事故が発生した場合は、使用者又は金券取扱店がその責を負うものとし、町は、一切その責を負わないものとする。

2 金券を転売することができない。

（登録の抹消）

第17条 町長は、金券取扱店がこの要綱に違反する行為を行った場合は、その登録を抹消することができるものとする。

（金券取扱中止の届出）

第18条 金券取扱店は、特定取引を中止しようとするときは、子育て応援事業金券取扱中止届（別記様式第12号）により、原則として、特定取引を中止する日の30日前までに届け出るものとする。

2 前項の届出により金券の取り扱いを中止した場合、事業者は登録証及び標示物を町に返却しなければならない。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成24年7月1日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から平成26年3月31日までの間に有効とする領収書の発行日は、平成24年4月1日以降とする。

附 則（平成25年3月8日訓令第5号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第32号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度までの医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月19日訓令第29号）

この訓令は、平成31年4月20日から施行する。

別記様式第1号 (第3条関係)
(表)



（背面）

この券は、弟子屈町内の「てしかがフレカ」金券取扱店でご利用いただけます。金券と現金との取引はできません。金券の盗難、紛失、滅失について発行者は責任を負いません。この金券の有効期限は、発行日から6か月です。金券取扱店は受取の際、受取日と店名を記入してください。

(裏)

切取無効

てしかがfureca金券

- 本券は、弟子屈町内のてしかがfureca金券取扱店をご利用いただけます。
- 金券と現金との取引はできません。
- 金券の盗難、紛失、滅失について発行者は責任を負いません。
- この金券の有効期限は、発行日から6か月です。
- 金券取扱店は受取の際、受取日と店名を記入してください。

取扱店利用欄	発行日

別記様式第2号 (第6条関係)

子育て応援事業ポイントカード交付申請書

年 月 日

弟子屈町長 様

次のとおり子育て応援事業ポイントカードの交付申請をします。

また、申請内容について必要に応じ戸籍等の公簿による確認を行うことに同意します。

保護者 (申請者)	住所	(〒)		
	氏名	弟子屈町	印	電話
対象児童	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生
	保護者との続柄			
	同居別居の別	同居・別居	同居・別居	同居・別居
ポイントカード交付年月日		年 月 日 交付		
ポイントカード番号		№		
備考欄				
処理欄	課長			
	決定年月日	年 月 日		
	1 上記申請内容のとおり認定し、子育て応援事業ポイントカードを交付する。 2 次の理由により上記申請を却下する。			
却下理由				

子育て応援事業還元ポイント交付申請書

年 月 日

弟子屈町長 様

申請者 住 所 弟子屈町

保護者氏名 印

(自署の場合は押印を省略できます。)

下記のとおり、子育て応援事業還元ポイントを交付していただきたく領収書を添えて申請いたします。

記

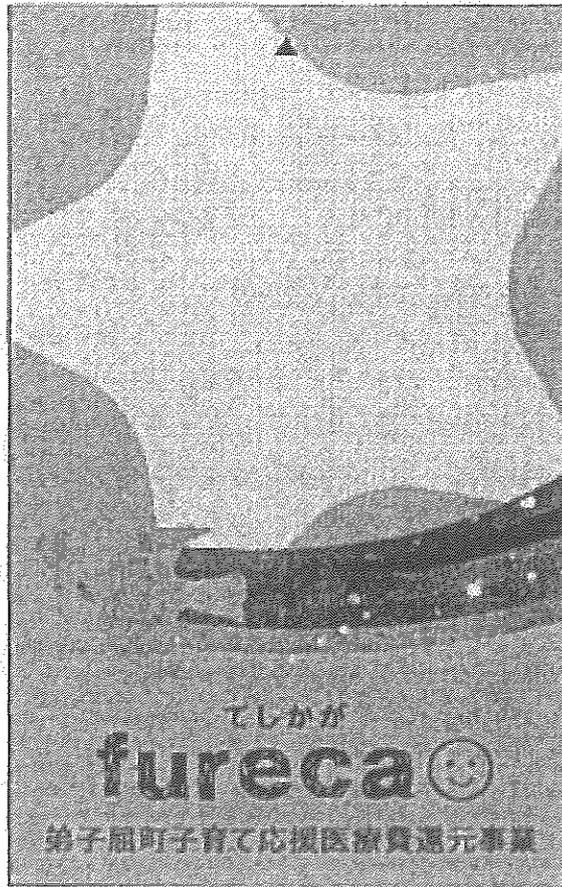
ポイントカード番号		交付ポイント数	ポイント
-----------	--	---------	------

医療費等 負担区分	総医療費金額		一部負担金支払額	領収書枚数
	総医療費に対する自己負担額			
3割負担 (小・中・高校生)	円	円	(A)	枚
1割負担 (福祉医療【課】)	円	円	(B)	枚
初診料負担 (福祉医療【初】)	/		(C)	枚
合 計 (A) + (B) + (C) - (D)			円	枚

高 額 療 養 費 等	(D)
-------------	-----

備 考

摘 要	※確認印
ポイント交付	



(裏)

てしかが fureca

- 本ポイント加算時に領収書と本カードを弟子屈町役場() 課窓口へ提出ください。
- 本カードのポイントは、500ポイント毎に「てしかがfureca金券」と交換できます。
- 本カードは他人への貸与・譲渡することができません。
- 本カードを紛失したり、盗難・破損の際は、下記にご連絡ください。
ただし、それに伴うポイント残高の失効につきましては一切の責任を負いかねます。
- 本カードを紛失された方は、下記までご連絡ください。
- 本カードを折り曲げたり、汚したり、磁気や熱源に近づけたりしないでください。

furecaとは _____

子育てをみんなで応援する「フレイ！フレイ！」という気持ちを込めたカードです。

ご署名

●お問い合わせ先/弟子屈町役場

TEL015-482-

年 月 日

弟子屈町長 様

申請者 住 所 弟子屈町 _____

保護者氏名 _____ 印

(自署の場合は押印を省略できます。)

子育て応援事業ポイントカードを紛失したため、再交付申請します。

※ 処 理 欄	ポイントカード番号	旧番号 No. _____	新番号 No. _____
	再交付年月日 及び累計ポイント	年 月 日再交付	累計 ポイント
	備 考		
	課 長		決 定 年月日
			年 月 日
	上記申請により子育て応援事業ポイントカードを再交付する。		

(注) 申請者は、※欄は記入しないでください。

子育て応援事業金券発行申請書

年 月 日

弟子屈町長 様

申請者 住 所 弟子屈町 _____

保護者氏名 _____ 印

(自署の場合は押印を省略できます。)

子育て応援事業により発行された還元ポイントを「子育て応援弟子屈町金券」に交換していただきたく下記のとおり申請いたします。

記

ポイントカード番号	No. _____
交換希望ポイント数	_____ ポイント分

自治体・市町村発行券

交換金券 (500円券)	_____ 枚	_____ 円 (ポイント)
※ 処 理 金 券 No.	No. _____	~ No. _____
備 考		

摘 要	※確認印
ポイント消込	
金券受払簿	

別記様式第7号 (第11条関係)

年度 子育て応援事業金券受払簿

2024年度 子育て応援事業金券受払簿

整理番号	課長			年月日	区分	金券			ポイント カード番号	申請者	摘要
						受人	払出	残数			
					枚数						
					番号		~				
					枚数						
					番号		~				
					枚数						
					番号		~				
					枚数						
					番号		~				
					枚数						
					番号		~				
					枚数						
					番号		~				
					枚数						
					番号		~				
					枚数						
					番号		~				
					枚数						
					番号		~				

別記様式第8号 (第11条関係)

子育て応援事業金券廃棄処理簿

処理年月日	課長				換金年月日	枚数	金額 (円)	処理の方法	摘要

※登録番号	
-------	--

子育て応援事業金券取扱店登録申請書

年 月 日

弟子屈町長 様

申請者 住 所 弟子屈町
 氏 名 _____ 印
 電 話 _____

子育て応援弟子屈町金券の取扱店に登録申請します。

取扱店舗	所在地	弟子屈町											
	店舗名												
	業 種												
振込先		銀 行 信用金庫 協同組合 ()				本 店 本 支 ()			預金種別	普 通 座 ()			
口座番号													
口座名義人 (カタカナ)													
※備考欄													

【記入のしかた】

- 「氏名」のところは、個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名及び代表者氏名を記入し捺印してください。
- 「取扱店舗」欄には、金券を取扱う店舗等の名称、屋号、事務所名等を記入してください。2か所以上ある場合は、欄内を適宜使って記入してください。なお、店舗ごとに振込口座が異なる場合は新たにこの用紙を記載し提出してください。
 また、「業種」欄には、〇〇小売業、飲食業、理容業、建築業等と記入してください。
- ※印の欄には、記入しないでください。

子育て応援事業金券取扱店登録証

登録番号 _____

取扱店

住 所 弟子屈町

氏名又は法人名

店舗等の名称

上記の者は、子育て応援事業金券取扱店の登録をしている者であることを証明します。

年 月 日

弟子屈町長

印

注 意 事 項

- この登録証を貸与・譲渡することはできません。
- 金券の取り扱いを中止する場合は、本証を返還してください。

子育て応援事業金券換金申出書

年 月 日

弟子屈町長 様

取扱店登録番号

取 扱 店 名

代 表 者 氏 名

印

子育て応援事業弟子屈町金券の換金をしたいので、指定口座に入金してください。

金券枚数	金 額	※確認印	摘 要
枚	円		

【注意事項】

- 1 換金の申し出は本書に記入の上、 課に金券を添えて提出してください。
- 2 本書の※印欄は記入しないでください。

子育て応援事業金券取扱中止届

年 月 日

弟子屈町長 様

取扱店登録番号

取 扱 店 名

代 表 者 氏 名

印

子育て応援事業弟子屈町金券の取扱を中止したいので届け出し、下記のとおり登録証等を返却します。

記

- 1 返却物
- ・ 子育て応援事業金券取扱店登録証
 - ・ 標示物

令和4年度 子育て応援医療費還元事業 実績状況

	交付ポイント		金券発行			換金状況		取扱店舗	
	件数	ポイント	件数	枚数	金額(円)	枚数	金額(円)	登録数	取扱数 (支店含)
3年 4月	42件	584,820	40件	1,106枚	553,000	1,328枚	664,000	0店	0店
5月	40件	541,260	37件	1,093枚	546,500	2,064枚	1,032,000	0店	0店
6月	70件	645,460	55件	1,313枚	656,500	1,648枚	824,000	0店	0店
7月	44件	481,512	35件	1,000枚	500,000	1,465枚	732,500	-1店	-1店
8月	52件	772,531	45件	1,667枚	833,500	1,175枚	587,500	0店	0店
9月	31件	497,801	27件	849枚	424,500	1,070枚	535,000	0店	0店
10月	63件	653,109	50件	1,412枚	706,000	1,248枚	624,000	0店	0店
11月	51件	674,360	42件	1,368枚	684,000	2,306枚	1,153,000	0店	0店
12月	51件	889,367	46件	1,642枚	821,000	1,087枚	543,500	0店	0店
4年 1月	46件	834,329	35件	1,543枚	771,500	506枚	253,000	0店	0店
2月	70件	1,089,401	55件	2,433枚	1,216,500	1,647枚	823,500	0店	0店
3月	86件	1,081,720	69件	2,149枚	1,074,500	2,972枚	1,486,000	0店	0店
年度合計	646件	8,745,670	536件	17,575枚	8,787,500	18,516枚	9,258,000	-1店	-1店
24年度計	254件	2,135,728	224件	3,661枚	1,830,500	3,207枚	1,603,500	36店	41店
25年度計	450件	3,742,881	407件	7,288枚	3,644,000	6,529枚	3,264,500	5店	5店
26年度計	436件	3,314,206	378件	6,515枚	3,257,500	6,590枚	3,295,000	1店	1店
27年度計	670件	7,068,948	549件	12,819枚	6,409,500	11,605枚	5,802,500	5店	5店
28年度計	772件	8,930,424	711件	16,486枚	8,243,000	16,127枚	8,063,500	0店	0店
29年度計	805件	9,387,186	720件	19,003枚	9,501,500	17,878枚	8,939,000	0店	0店
30年度計	762件	8,404,784	691件	17,379枚	8,689,500	18,222枚	9,111,000	1店	1店
31(R1)年度計	772件	9,931,235	674件	18,946枚	9,473,000	18,723枚	9,361,500	4店	4店
R2年度計	637件	8,960,294	522件	16,855枚	8,427,500	17,405枚	8,702,500	3店	3店
R3年度計	686件	8,873,350	562件	18,367枚	9,183,500	16,960枚	8,480,000	0店	0店
累 計	6,204件	70,621,356	5,412件	136,527枚	68,263,500	134,802枚	67,401,000	54店	59店

↓
前年度実績

◎ 事業概要

高校生世代以下の医療費の被保険者負担分を金券により還元することにより、子育て家庭の経済的支援と町内における購買の誘導を図るもの。

平成24年7月、小学生を対象とした子育て応援医療費還元事業を開始(24年4月診療分から対象)

平成25年4月、中学生を対象とした子育て応援医療費還元事業を開始(25年4月診療分から対象)

平成27年4月、中学生以下(未就学児童含)を対象とした子育て応援医療費還元事業を開始(27年4月診療分から対象)

平成28年4月、高校生世代以下すべてを対象とした子育て応援医療費還元事業を開始(28年4月診療分から対象)

① ポイント交付

- 対象者が負担した医療費の通院及び入院分の被保険者負担分を全額1円につき、還元ポイント1ポイントを付与する。

② 金券発行

- 付与した還元ポイントを類計ポイント500ポイントごとに500円相当の金券と交換する。

③ 換 金

- 店舗で使用した金券を1枚500円で換金する。

平成24年4月診療分より

小学生の通院医療費助成します

町では、子育て家庭を応援する新たな医療費助成を始めます。この助成は、小学生をもつ保護者の方が対象で、お子さんの医療費の一部を町内限定で使用できる商品券で還元するものです。申請の受付開始は6月～8月ころを予定していますが、4月診療分の医療費から対象となりますので、領収書は無くさず大切に保管しておいてください。詳しい内容は次のとおりです。

○ 対象者

弟子屈町内に住所があり、小学1年生～6年生までのお子さんをもつ保護者が対象です。

※重度心身障害者医療助成やひとり親家庭等医療助成など、他の医療費助成制度を受けている方は対象となりません。

○ 対象となる医療費

平成24年4月診療以降の通院にかかった医療費が対象です。

※入院にかかった医療費は対象となりません。

○ 助成の内容

医療費の自己負担分(3割)のうち、総医療費の2割分を1円=1ポイントとして、ポイントを付与します。500ポイントごとに町内商店で使用できる商品券と交換できます。

たとえば、総医療費1万円の場合、病院での自己負担額は3千円(3割)となります。この場合、総医療費の2割となる2千円分がポイントとなり、500円商品券4枚と交換可能です。

○ 申請に必要なもの

- ・領収書(原本)～医療機関等が発行する診療点数の記されたもの(レシート不可)
- ・印鑑



申請の受付開始時期は正式に決まり次第、改めてお知らせします。

弟子屈町は子育て家庭を 応援します。



2012年5月29日
4月1日発行(19日)15分
全巻6冊

今年度も実施します!

町民の皆さんが町内で宿泊すると2,000円割引

町民等宿泊促進支援事業のお知らせ

▶町民の方は下記町内宿泊施設での宿泊費が2,000円割引!

住み慣れたふるさとのまちでも、観光客として泊まることで新たな魅力に気が付くかもしれません。ぜひ、この事業を利用して、町内宿泊施設に泊まってみませんか。

※お1人につき5回まで利用可能です。

▶町民以外の方も次の場合のみ対象に!

町民の方の親族/町内の会社・事業所で働いている方/町内のサークル・団体の会員/町内学校のクラス会

※町民の方が一緒に利用されることが必要です。

※町外の友人、知人は助成の対象になりません。

<p>▶利用券の書き方</p> <p>利用者の名前 住所(町外は市町村名まで)</p>	申請者(町民の方)	利用方法			
	<table border="1"> <tr> <td>弟子屈 太郎</td> <td>中央2丁目3番1号</td> </tr> <tr> <td>弟子屈 花子</td> <td>同上</td> </tr> </table>	弟子屈 太郎	中央2丁目3番1号	弟子屈 花子	同上
弟子屈 太郎	中央2丁目3番1号				
弟子屈 花子	同上				
<p>▶利用券の書き方</p> <p>申請者(町民の方)が紹介する方</p>	<table border="1"> <tr> <td>弟子屈 次郎</td> <td>釧路市</td> </tr> </table>	弟子屈 次郎	釧路市		
弟子屈 次郎	釧路市				

宿泊助成を申請できる施設

<p>弟子屈地区</p> <p>アリスガーデン ☎482-7585</p> <p>うさの森 ☎482-4672</p> <p>温泉民宿 北の大地 ☎482-4937</p> <p>温泉民宿 美里 ☎482-1020</p> <p>きららの宿 すばる ☎482-2224</p> <p>ひとつぶの麦 ☎482-1177</p> <p>ピュアフィールド 風囃日 ☎482-7111</p> <p>ペンションニューマリモ ☎482-2414</p> <p>ペンション ばらりす ☎482-2622</p> <p>ゲストハウスゆうあん ☎482-2977</p> <p>ホテル摩周 ☎482-2141</p> <p>摩周湖ユースホテル ☎482-3098</p> <p>民宿 ましゅまろ ☎482-2027</p> <p>民宿 摩周 ☎482-5124</p> <p>ペンション&コンドミニアムBira ☎482-2979</p>	<p>屈斜路湖荘 ☎483-2545</p> <p>屈斜路湖ホテル ☎483-2415</p> <p>KKRかわゆ ☎483-2643</p> <p>コテージ ログハウス川湯 ☎483-2544</p> <p>旅人宿 あさ塚坊 ☎483-2725</p> <p>ホテル 開館 ☎483-2318</p> <p>ホテル パークウェイ ☎483-2616</p> <p>名湯の森ホテルきたふくろう ☎483-2960</p> <p>ホテル川湯パーク ☎483-2611</p> <p>Art Inn 極楽芸術伝染装置 ☎486-7773</p>
<p>川湯地区</p> <p>お宿 欣喜湯 ☎483-2211</p> <p>温泉浪漫の宿 湯の園 ☎483-2011</p> <p>川湯観光ホテル ☎483-2121</p> <p>川湯第一ホテル 忍冬 ☎483-2411</p>	<p>屈斜路地区</p> <p>アトレユ ☎484-2455</p> <p>ガストホフ ぱびりお ☎484-2201</p> <p>屈斜路原野 ユースゲストハウス ☎484-2609</p> <p>屈斜路プリンスホテル ☎484-2111</p> <p>ゲストハウス ていんくる ☎484-2122</p> <p>コタン温泉プチホテル丸木舟 ☎484-2644</p> <p>三香温泉 ☎484-2140</p> <p>ペンション クッシュアレラ ☎484-3232</p> <p>ペンション チャトラン ☎484-2024</p> <p>宿・花ふらり ☎484-2633</p>

事業に参加していただく施設を随時募集しています!

※この事業は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(消費喚起型)の交付対象事業です。

問い合わせ先 役場庶務商工課観光情報係 ☎482-2940 (直通)

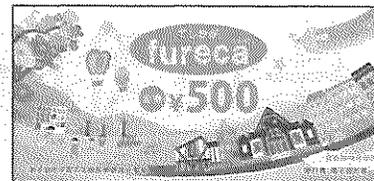
子育て応援医療費還元事業

中学生以下のお子さんの医療費を実質無料化します!!

4月1日から「子育て応援医療費還元事業」の対象者と還元割合が拡大され、医療費の個人負担が実質無料化されます。

この事業は、お子さんが病気やけがで通院した際に負担した医療費の一部を、町内での買い物などに利用できる商品券(右図)で還元するもの。子育て世帯の医療費負担の軽減と町内消費の活性化が目的で、既に200世帯以上のご家庭で利用されています。

これまで小・中学生のお子さんがいるご家庭が対象でしたが、4月からは未就学児が新たに加わり、中学生以下のお子さんがいるご家庭が対象となります。



▶対象

本町に住民登録し、中学生以下のお子さんのいる世帯。

▶対象になる医療費

- 中学生以下のお子さんが入院・通院(歯科を含む)した際、医療保険の自己負担分として病院や薬局に支払った医療費が対象です。(入院のベッド代や食事代、補装具や柔整などの療養費、予防接種などは対象外)
- 2015年4月1日以降の入院・通院の際に支払った分から対象になります。
- 乳幼児等医療費、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、健康保険高額療養費、災害共済給付金など、他の医療費助成を受けている方については、これらの助成額を控除した金額が対象となります。

▶助成の内容

- 対象医療費のうち、自己負担分に相当する額を1円=1ポイントとして換算します。
- 500ポイントごとに町内の取扱店で利用できる商品券と交換できます。

▶手続きの方法

- 診療日、受診者氏名、保険内医療費の金額が記され、医療機関の領収印が押された領収書原本(レシート不可)と保護者の方の印鑑を役場健康推進課へお持ちください。ポイントカード(右図)を作成し、金額に応じたポイントを付与します。
- ポイントカード作成後は、お子さんの入院・通院で負担した医療費がある場合に、領収書とポイントカードを役場健康推進課へお持ちいただければ、ポイントを加算します。

※この事業で還元された医療費は、確定申告の際の医療費控除の対象から外れます。

※商品券交換までの流れについては、今月の広報紙に折り込まれている「てしかが町知って得する便利帳」の16ページでも紹介しています。

取扱店を募集しています!

- 商品券取扱店の登録は現在47店舗です。
- 町内で営業している事業者の方で登録をご希望の場合は、ご連絡ください。
※この事業は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)の交付対象事業です。

国民健康保険の保険証を更新します

次の窓口交付対象者を除き、各世帯に簡易書留郵便で保険証を発送します。発送は4月15日ころです。

- ▶窓口交付対象者
- 特別証交付対象者/学生の方などで本町に住民票がない方。在学(園)証明書が必要です。
 - 短期証交付対象者/国民健康保険税を滞納している方。窓口相談の上、期間を定めて交付します。
- ※国民健康保険税の賦課に関係しますので、まだ所得の申告がお済みでない方は、速やかに申告手続きを済ませてください。

▶問い合わせ先/役場健康推進課健康保険係 ☎482-2935 (直通)まで。

平成28年4月より

高校生世代の 医療費も 助成します



0歳から中学生までだった医療費の助成を今年は高校生世代まで拡大します。お子さんにかかった医療費を1円=1ポイントとしてポイントを付与させて頂き、500ポイント貯まれば、町内のお店で使える500円分商品券と交換できます。

★お子さんにかかる医療費を実質全額助成します★

申請には
領収書が必要です

●対象者

弟子屈町内に住所があり、0歳から高校生世代のお子さんをもつ保護者の方が対象です。

※重度心身障害者医療助成やひとり親家庭等医療助成など、他の医療費助成を受けている場合は対象外です。

※高校生世代とは、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（高校に進学していても、就職・婚姻していなければ対象）

●対象となる医療費

小・中学生は平成27年3月診療分までは2/3に相当する額が、平成27年4月分より全額が対象です。

未就学児童は平成27年4月診療分より全額対象となっております。

高校生世代は平成28年4月診療分より全額対象となっております。

お問い合わせは…健康推進課 健康保険係まで(TEL482-2935)

お子さんの医療費を助成します

町では高校生以下のお子さんがある家庭を応援する医療費助成事業（フレカ）を行っております。

医療費助成事業（フレカ）について、保護者の皆様に概要をお知らせいたします。

この事業は、お子さんの入院・通院で負担した医療費を町内の取扱登録店で利用できる商品券にして還元することで、子育て世帯の医療費負担軽減と地元消費の活性化を目的としております。

○対象者

- ・高校生世代以下のお子さんのある世帯（お子さんが満18歳になる年度の3月31日まで）
※高校に進学していなくても、親などに扶養されている場合は対象となります。
- ・進学などのために住民票を町外に異動されても、親などに扶養されている場合は対象となります。
- ・弟子屈高校に越境入学される生徒も対象となります。
※他市町村から同等の医療費助成が受けられる場合を除きます。

○対象になる医療費

- ・入院・通院（歯科を含む）した際、医療保険の自己負担分として病院や薬局に支払った医療費が対象です。
（入院のベッド代や食事代、補装具や柔整などの療養費、予防接種などは対象外）
- ・乳幼児等医療、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、健康保険高額療養費、災害共済給付金など、他の医療費制度を受けている方については、これらの助成額を控除した金額が助成となります。

○助成の内容

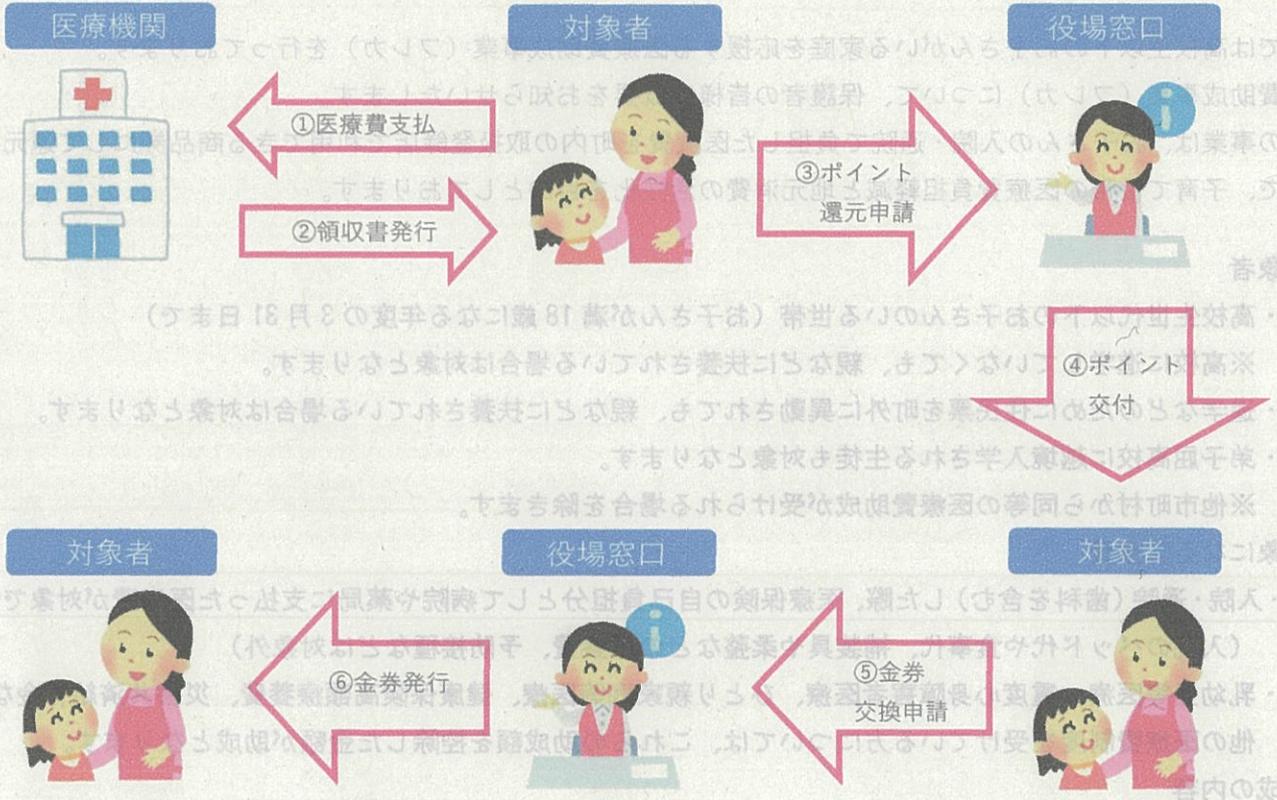
- ・対象医療費のうち、自己負担分に相当する額を1円=1ポイントとして換算します。
- ・500ポイントごとに町内の取扱登録店で利用できる商品券と交換できます。

○申請の方法

- ・領収書原本（医療機関等が発行する診療点数の記載されたもの）を役場健康こども課窓口までお持ちください。
- ・高額療養費に該当するかの確認が必要なため、月単位で領収書をまとめてお持ちください。

弟子屈町は子育て家庭
を応援します。

金券交換までの流れ



注意事項

- ・ポイント交換できる期間は、領収書の発行日から2年間です。
- ・ほかの医療費助成制度（高額療養費及び乳幼児医療等）に該当となる場合は、助成される額との差額分が本事業の対象となります。
- ・ポイントカードの有効期限は1年間です。
 ※1年間全く利用されない場合、その時点の累積ポイントが失効してしまいます。
カードに記載されている有効期限をご確認ください。
- ・金券の有効期限は発行日から6か月間です。



文房具・本・小物雑貨など

おみやげ品 栄泉堂(川湯温泉)

館書店(高栄)

須田商店(中央)

薬

摩周調剤薬局(泉)

サッポロドラッグストアー弟子屈店(鈴蘭)

ツルハドラッグ弟子屈店(鈴蘭)

業事元盛貴熱因野おて育子

プロパンガスなど

弟子屈プロパン(泉)

そうご燃料(中央)

右近燃料店(泉)

食品・酒類販売・コンビニなど

Aコープてしかが店(中央) ディスカントショップ摩周(中央) 角藤商店(湯の島) セブンイレブン弟子屈中央店(中央)

セイコーマートやまな店(摩周) セイコーマート弟子屈美里店(美里) ライフショップ万代(美留和) 西沢商店(川湯駅前)

フレンドリーショップ きたさん(川湯温泉) セイコーマート川湯店(川湯温泉)

飲食店・宿泊など

食堂と喫茶 poppotei(朝日) 東寿司(湯の島) 炉ばた まるはち(川湯温泉)

Livingbar 221(湯の島) 手打ちそばの兩國(中央) ほかほか弁当(美里) もつきり家(中央)

中華食堂 昇龍軒(摩周) キッチン くいしんぼう(泉) スナック 松(湯の島) ワッカヌプリ(サワンテサップ)

ワッカBBB(サワンテサップ) みずほ食堂(中央) 焼肉 香楽園(中央) レストラン摩周(摩周)



ガソリンスタンド

サンエナジー(川湯温泉)

弟子屈エネルギー(朝日・摩周)

万代石油(鈴蘭)

摩周石油(摩周・川湯温泉)

大矢石油店(宇熊牛原野)

菓子・ケーキ・パンなど

更科菓子舗(中央) しまりず工房(摩周)

和洋菓子更科フクハラ摩周店(鈴蘭)

電気・家電など

大栄電業(泉)

大栄Aコープ店(中央)

ベスト電器弟子屈店(中央)

スポーツ用品

ウエダ靴運動具店(中央)

花・植物など

宮崎生花店(中央)

時計・メガネ

ダルマヤ(中央)

美容室

美容室 アール(中央)

自動車販売・整備など

中屋商店(中央)

くるま館(摩周)

金物・家庭用品

やまき小澤金物店(中央)

風祭金物店(高栄)

衣料品など

べんり屋 すずき(中央)

TWO FAT(高栄)

お問い合わせ 健康こども課 こども支援係 TEL482-2935

子育て応援医療費還元事業

1 目的

小学生の通院における医療費の自己負担分の一部を保護者に還元することにより、子育て家庭の経済的支援と町内における購買の誘導を図ることを目的としています。

2 助成の内容

小学生の通院における医療費の自己負担分（3割）のうち、総医療費の2割分を1円＝1ポイントとして保護者にポイントを付与する。500ポイントごとに町内商店のみで使用可能な500円商品券と交換するものです。

3 対象者数

320名

4 24年度還元見込額

4,000千円（子ども1人当たり12,500円）

5 事業対象外

入院における医療費（乳幼児等医療費助成の対象であるため）

重度心身障害者医療費助成の受給者（2名）

ひとり親家庭等医療費助成の受給者（42名）など公的助成を受給する者

子育て応援医療費還元事業 医療費助成額見込

(単位:人/円)

	a 総数	b 他助成 受給者	c 本事業 対象者 a-b	
国保加入者	96	21	75	c1
社保加入者	284	25	259	c2
計	380	46	334	c3

d
4~10月診療分 国保加入者(小学生)の医療費の状況

医 科		歯 科		調 剤		計	
件 数	総医療費	件 数	総医療費	件 数	総医療費	件 数	総医療費
220	1,341,320	91	445,750	155	773,480	466	2,560,550

e
年相当医療費
d/7×12

医 科		歯 科		調 剤		計	
件 数	総医療費	件 数	総医療費	件 数	総医療費	件 数	総医療費
377	2,299,406	156	764,143	266	1,325,966	799	4,389,514

f
一人当たり年間医療費
e/c1

医 科		歯 科		調 剤		計	
件 数	総医療費						
5	30,659	2	10,189	4	17,680	11	58,527

g
本事業対象者の年間医療費
f×c3

医 科		歯 科		調 剤		計	
件 数	総医療費	件 数	総医療費	件 数	総医療費	件 数	総医療費
1,680	10,240,020	695	3,402,983	1,183	5,904,967	3,558	19,547,970

本事業助成対象額
g総医療費×0.2
3,909,594
予算要求額
4,000,000

子育て応援医療費還元事業(仮)の他町との比較

町名	弟子屈町	平取町	厚真町	置戸町	備考
人口	8,247人	5,757人	4,890人	3,463人	
対象者	小学生	乳幼児、小学生、中学生	小学生、中学生	小学生、中学生、高校生	
事業開始年月	平成24年4月	平成21年4月	平成21年4月	平成22年8月	
助成内容	乳幼児	自己負担全額	—	—	弟子屈町・厚真町・置戸町は乳幼児・ひとり親・重度等の医療費助成対象者は本助成の対象外とする。 平取町は他の医療費助成を控除した自己負担をすべて助成の対象とする。
	小学生	自己負担額-1割負担	自己負担全額	自己負担額-初診料 自己負担額-1割負担	
	中学生	—	自己負担全額	自己負担額-初診料 自己負担額-1割負担	
	高校生	—	—	自己負担額-初診料 自己負担額-1割負担	
所得制限	無し	無し	無し	無し	厚真町・置戸町は課税状況により助成内容が異なる。
対象者数	320人	555人	235世帯	170世帯	
予算	4,160千円	5,000千円	3,000千円	2,000千円	
1人(世帯)当たり助成額	13,000円	9,000円	12,800円	11,800円	
カード発行単位	世帯	個人(世帯合算可)	世帯	世帯	
ポイント消滅	資格喪失後1年	資格喪失後1年	1年間ポイントの申請、還元がない場合	1年間ポイントの申請、還元がない場合	
システム導入経費	2,429千円	3,000千円	600千円	600千円	住基連携の有無で大きく金額が変わる。
国(道)等からの補助の有無	過疎債(事業費の7割)	無し	無し	無し	
確定申告時の医療費控除	不明	全額助成のため、対象経費とはならない	本助成を控除後の額は対象経費となる	本助成の控除前の額で対象経費となる	

※本町の助成内容は現段階で想定しているもの

子育て応援医療費還元事業(仮)と他医療助成の比較

区分 年齢	未 就 学						小 学 生						中 学 生			高 校 生						
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18			
子育て応援事業																						
								対象者数: 320名 ※ひとり親家庭等医療・重度心身障害者医療・ 生活保護受給者は助成対象外 総事業費: 4,160千円(過疎債7割) 助成内容: 外来 の医療費 自己負担額(3割) - 1割負担														
乳幼児等医療																						
								認定者数: 0名 総事業費: 左記に含む。22年度実績 43千円 助成内容: 入院 の医療費 (課税世帯)自己負担額(3割) - 1割負担 ※限度額あり (非課税世帯)自己負担額(3割) - 初診料														
ひとり親家庭等医療																						
								認定者数: 120名(未就学18名、小学生42名、中学生36名、高校生24名) 総事業費: 2,222千円(道補助金5割)) 助成内容: 入院・外来の医療費 (課税世帯)自己負担額(2・3割) - 1割負担 ※限度額あり (非課税世帯)自己負担額(2・3割) - 初診料														
重度心身障害者医療																						
								認定者数: 5名(未就学0名、小学生2名、中学生1名、高校生2名) 総事業費: 2,582千円(道補助金5割)) 助成内容: 入院・外来の医療費 (課税世帯)自己負担額(2・3割) - 1割負担 ※限度額あり (非課税世帯)自己負担額(2・3割) - 初診料														

患者番号	0264-560-1	整理番号	255317
診療科	適用保険負担割合		
小児科	組健 (家)	3割	[]
	小特 (木)	2割	[]
	()	割	[]
請求期間	平成30年12月5日から 年 月 日まで		
備考			

【お客様控 クレジット売上票】
 2018/12/05 12:24-03 0264-560-1 T30664
 承認番号 利用日 利用金額 (一括払)
 0056224 18/12/05 ¥1,460
 会員番号:XXXXXXXXXX0291 20/08
 ニセル

総合病院
釧路赤十字病院
 釧路市新栄町21番14号
 0154-22-7171

保険適用	点数(点)	保険適用(円)	保険外(円)
再診料	73		
学管理料			
在宅医療	650		
検査			
画像診断			
投薬			
注射			
リハビリテーション			
精神科専門療法			
処置			
手術			
麻酔			
放射線療法			
病理診断			
遺伝検査及び 欠損補綴			
歯科矯正			
入院料			
診断分限(OPC)			
一部負担金		1460	
その他	7		
①小計 (保険適用外合計)	730	1460	

保険適用外負担金	
予防接種	材料料
検診料	診察券代
人間ドック	透折食代
健診料	病衣代
文書料	その他
分娩料	食事療養費
②小計	
保険適用外負担金選定療養費	
初診時 特定療養費	投薬
長期入院	注射
室料差額	リハビリテーション
検査	その他
③小計	
課税対象額	円 No-3
④消費税	円

請求額合計
 (①+②+③+④)
1,460 円
 上記の金額を領収しました。

釧路赤十字
 30.12.5
領収

あわせて5000

患者	
128	

[処方せん発行]
 釧路赤十字病院
 鈴木 靖人 先生

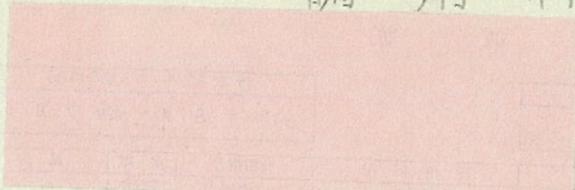
領収証No.	発行日	調剤日	費用区分	負担割合	本・家
26	平成30年12月05日	平成30年12月05日	社保	3割(2.0)	家族
保険	調剤技術料	薬学管理料	薬剤料	特定保険医療材料料	
	72点	53点	10,268点	0点	

保険外負担	評価療養・選定療養	その他	合計	保険	保険外負担
	(内訳)	(内訳)		0円	103,930円
			負担額	3,540円	0円
			領収額合計		3,540円

ナガオ薬局新栄館
 北海道釧路市新栄町20番8号
 TEL:0154-21-7000/FAX:0154-21-7001

領収
 1812-5
 収

調剤料金領収書



表

調剤日 令和 03 年 10 月 07 日
 処方日 令和 03 年 10 月 07 日
 市立釧路総合病院

領収金額	6,280 円				
	費用区分	負担割合	本・家		
	社保	10 %	家族		
調剤基本料	調剤料	薬歴管理料	管理料	薬剤情報料等	
1,080 円	1,160 円	430 円	100 円	円	
技術加算料	薬剤料	材料料			
450 円	37,660 円	円			
保険合計金額	負担率	請求金額 ①	容器代 ②	前回未収金 ③	合計金額 ①+②+③
40,880 円	10 %	6,280 円	円	円	6,280 円

上記金額を領収いたしました。
 自己負担金額の10円未満の端数は四捨五入しています。
 この領収書は再発行いたしかねます。大切に保管してください。

※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。

摩周調剤薬局

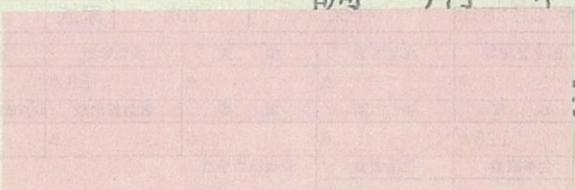
川上郡弟子屈町泉 2-3-5
 TEL. 015-482-8388

① 2990
 2992
 ② 1096
 ③ 2990
 2990円
 増1 1096点
 2990円

領収印



調剤料金領収書



表

調剤日 令和 03 年 12 月 16 日
 処方日 令和 03 年 12 月 16 日
 市立釧路総合病院

領収金額	2,820 円				
	費用区分	負担割合	本・家		
	社保	10 %	家族		
調剤基本料	調剤料	薬歴管理料	管理料	薬剤情報料等	
1,080 円	870 円	430 円	100 円	円	
技術加算料	薬剤料	材料料			
450 円	19,160 円	円			
保険合計金額	負担率	請求金額 ①	容器代 ②	前回未収金 ③	合計金額 ①+②+③
22,090 円	10 %	2,820 円	円	円	2,820 円

上記金額を領収いたしました。
 自己負担金額の10円未満の端数は四捨五入しています。
 この領収書は再発行いたしかねます。大切に保管してください。

※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。

摩周調剤薬局

川上郡弟子屈町泉 2-3-5
 29 015-482-8388

① 1903
 307 306
 ② 1903点
 1900円
 ③ 306点
 306点

領収印



領 収 証

請求期間 (入院の場合)		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
受診科	入・外	領収書No.	発行日
歯科	外来	0000089324	令和 4年 3月 14日
費用区分		負担割合	本・家
社保		30%	家族
保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等
	53点	点	100点
	注 射	リハビリテーション	処 置
	点	点	388点
歯科矯正	病理解断	食事療養	生活療養
点	点	円	円
在宅医療		検 査	画像診断
点		110点	点
手術		麻 酔	放射線治療
点		点	点
療養担当手当		前回来収金	
12点		-120円	
保険外負担	評価収表・決定収表	その他	
	円	円	
	(内訳)	(内訳)	
保 険		保 険 (食事, 生活)	保険外負担
合 計		6,630円	円
負担額		1,990円	円
領収額合計		1,870円	

※厚生労働省が定める診療報酬や薬価などには、医療機関が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。
 川上郡弟子屈町高栄1丁目4番8号
 医療法人社団歯心会 富本歯科医院
 理事長：富 本 丈晴



58点 減
 ↓
 120円を減額した

領 収 証

請求期間 (入院の場合)		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
受診科	入・外	領収書No.	発行日
歯科	外来	0000089036	令和 4年 2月 28日
費用区分		負担割合	本・家
社保		30%	家族
保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等
	261点	点	点
	注 射	リハビリテーション	処 置
	点	点	126点
歯科矯正	病理解断	食事療養	生活療養
点	点	円	円
在宅医療		検 査	画像診断
点		点	58点
手術		麻 酔	放射線治療
点		点	点
療養担当手当		前回来収金	
12点		-	
保険外負担	評価収表・決定収表	その他	
	円	円	
	(内訳)	(内訳)	
保 険		保 険 (食事, 生活)	保険外負担
合 計		4,570円	円
負担額		1,370円	円
領収額合計		1,370円	

※厚生労働省が定める診療報酬や薬価などには、医療機関が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。
 川上郡弟子屈町高栄1丁目4番8号
 医療法人社団歯心会 富本歯科医院
 理事長：富 本 丈晴



領収書再発行の22

富本医院 冊10に記述

40点の減額

457 → 417

1250円

子育て応援医療費支援事業てしかがfurecaフレカ

子育て応援医療費支援事業とは？

この事業は、0歳から満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までのお子さんが病気やけがで受診した際に負担した医療費を、町内の取扱登録店で利用できる商品券にして還元することで、子育て世帯の医療費負担軽減と地元消費の活性化を目的としています。

対象者

- 高校生世代以下のお子さんのいる世帯（お子さんが満18歳になる年度の3月31日まで）
(注意)高校に進学していても、親などに扶養されている場合は対象となります。
- 進学などのために住民票を町外に異動されても、親などに扶養されている場合は対象となります。
- 弟子屈高校に越境入学されている生徒も対象となります。
(注意)他市町村から同等の医療費助成が受けられる場合を除きます。

助成の内容

- 対象医療費のうち、自己負担分に相当する額を1円=1ポイントとして換算します。
- 500ポイントごとに町内の取扱登録店で利用できる商品券と交換できます。

対象になる医療費

- 入院、通院（歯科を含む）した際、医療保険の自己負担分として病院や薬局に支払った医療費が対象です。
（入院のベッド代や食事代、補装具や柔整などの療養費、予防接種などは対象外）
- 乳幼児等医療、重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療、健康保険高額療養費、災害共済給付金など、他の医療費制度を受けている方については、これらの助成額を控除した金額が助成となります。
(注意)領収書の有効期限は発行日から2年間です。

申請の方法

- 領収書原本（医療機関等が発行する診療点数の記載されたもの）と印鑑を弟子屈町役場健康こども課窓口までお持ちください。
- 高額療養費に該当するかの確認が必要なため、月単位で領収書をまとめてお持ちください。

有効期限

- ポイントカードの有効期限は、最終更新日から1年間です。
(注意)1年間まったく利用されない場合、その時点の累積ポイントが失効してしまいます。
- 金券の有効期限は発行日から6か月間です。

金券取扱店

金券取扱店につきましては、別添の一覧表をご覧ください。
なお、掲載しているお店は、変動する場合がございますので、ご利用の際にご確認ください。

 [金券取扱店一覧表（令和4年6月14日現在）](#) (PDFファイル: 971.8KB)

この記事に関するお問い合わせ先

健康こども課 こども支援係

〒088-3292
北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号
電話番号：015-482-2935 ファクス：015-482-2696
[お問い合わせフォームはこちら](#)



PDFファイルを開覧するには「Adobe Reader（Acrobat Reader）」が必要です。

お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader（Acrobat Reader）」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。

更新日：2022年06月16日